

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

働く独身女性の不安とリスクは？ 悩み多いアラサー・アラフォー

アラサー（アラウンドサーティの意、30歳前後）、アラフォー（40歳前後）を対象にした「オトナの女のリスク実態調査」をアクサ生命保険が実施した。彼女らは日常、どのような不安やリスクを抱えているのか。結果はライフプランニングの舵取りの難しさが浮き彫りとなった。両世代ともに「初めて将来に対する不安」を感じた年齢は28.7歳で、「一生独身かも知れない」と感じた年齢は28.6歳。人口動態統計による平均初婚年齢は28.2歳。

この調査は全国のアラサー（25～34歳の働く独身女性）、アラフォー（35～44歳の働く独身女性）各300名に対しインターネットで調べたもの。アラサーが初めて将来に対する不安を感じたきっかけは「仕事が上手くいかない時」「親

の老いを感じた時」「通帳を見た時」が上位を占める。この他には「友人・知人の結婚式」「友人・知人に子供が生まれた時」を挙げており、女心の機微が滲み出たといえる。アラフォーは「健康上の変化・衰え」「ルックスの変化・衰え」を挙げ、加齢の現実と直面せざるを得ない。

一方、「人生で対処すべきと考えるリスクは？」への回答の1位はアラサーが「結婚できるかどうか」、アラフォーが「失業・収入減」。

アラサーには「婚活」という名の希望を持つプラス思考があり、アラフォーには「就活」という名の減衰と向き合うマイナス思考が覗く。とはいえ、人生には喜びも悲しみもあり『それでも人生は続く』（イタリアの諺）のだ。

特別措置利用の「適用額明細書」 来年4月から申告書に添付義務付

法人税関係特別措置の適用実態を明らかにすることを目的とする租特透明化法は3月24日に成立したが、2011年4月1日以後終了する事業年度の申告から、租税特別措置の適用を受ける法人に対して「適用額明細書」の法人税申告書への添付を義務付けている。

法人税関係特別措置は、例えば中小企業者等の法人税率の特例や、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税関連の租税特別措置のうち、税額や所得を減少させるものを指す。

「適用額明細書」の添付がなかった場合や添付があっても虚偽の記載があった場合は、特別措置の適用は受けられない。そのため、同明細書の添

付漏れや適用額の記載誤りなどがあった場合には、できるだけ速やかに、同明細書の提出や誤りのないものの再提出が必要になる。また、特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要になる。

「適用額明細書」の記載事項は、租特透明化法の施行規則によると、(1)法人の名称及び納税地、(2)法人の事業年度の開始の日及び終了の日、(3)法人の行う事業の属する業種（主たる事業）、(4)法人の事業年度終了の時における資本金の額または出資金の額、(5)法人の事業年度の所得金額または欠損金額、(6)法人の事業年度において適用を受ける措置法の条項とその法人税関係特別措置の適用額、とされている。